⑶　原子力発電所事故により避難の対象となった労働者等の雇用及び当該労働者等に対して支給する給与に関する事項
　㈠　実施計画全体における予定実雇用者数　　総数　　人
　㈡　㈠の雇用者に対して支給する給与等の支給予定額　　総計　　万円
　㈢　年度別内訳
４．避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
⑴　避難解除等区域復興再生推進事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
　㈠　実施計画全体における事業の実施に要する資金の見込額　　総計　　万円
　㈡　㈠の見込額のうち、施設の新設等のために積み立てる資金の調達予定額
　　総計　　万円
　㈢　㈠の見込額の調達方法
　㈣　年度別内訳
⑵　法第25条の規定の適用を受けようとする場合においては、避難解除等区域復興再生推進事業の用に供する施設の新設等に要する費用の支出に充てるための積立金の積立期間

注　２．⑴㈢の「事業を行おうとする所在地及び事業所」が、第４条第１項第４号ロ⑴の「施設の新設等をする予定地」と異なる場合には、「施設の新設等をする予定地」を別途記載してください。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第十一の十一の次に次の十一様式を加える。

別記様式第２の３（第５条関係）

変　更　認　定　申　請　書

年　　月　　日

福島県知事　殿

個人事業者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名　　印

年　　月　　日付けで認定を受けた避難解除等区域復興再生推進事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、福島復興再生特別措置法第20条第４項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．変更事項

変更前	変更後

２．変更の趣旨及び理由
　計画変更に至った背景等を具体的に記載すること。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

別記様式第三中「（第５条関係）」を「（第12条関係）」に、「第26条」を「第36条」に、「第５条第１項」を「第12条第１項」に改める。

別記様式第四中「（第５条関係）」を「（第12条関係）」に、「第５条第３項」を「第12条第３項」に改める。

別記様式第五中「（第５条関係）」を「（第12条関係）」に、「第26条」を「第36条」に、「第５条第４項」を「第12条第４項」に改める。

別記様式第六中「（第５条関係）」を「（第12条関係）」に、「第26条」を「第36条」に、「第５条第７項」を「第12条第７項」に改める。

別記様式第七中「（第６条関係）」を「（第13条関係）」に、「第27条」を「第37条」に、「第６条第１項」を「第13条第１項」に改める。

別記様式第八中「（第６条関係）」を「（第13条関係）」に、「第６条第３項」を「第13条第３項」に、「第５条第３項」を「第12条第３項」に、「第６条第６項」を「第13条第６項」に、「第６条第４項」を「第13条第４項」に改める。

別記様式第九中「（第６条関係）」を「（第13条関係）」に、「第27条」を「第37条」に、「第６条第３項」を「第13条第３項」に、「第５条第４項」を「第12条第４項」に改める。

別記様式第十中「（第６条関係）」を「（第13条関係）」に、「第27条」を「第37条」に、「第６条第３項」を「第13条第３項」に、「第５条第７項」を「第12条第７項」に改める。

別記様式第十一中「（第６条関係）」を「（第13条関係）」に、「第６条第４項」を「第13条第４項」に、「第27条」を「第37条」に改める。

別記様式第十二中「（第７条関係）」を「（第14条関係）」に、「第28条」を「第38条」に、「第７条第１項」を「第14条第１項」に改める。

別記様式第十三中「（第７条関係）」を「（第14条関係）」に、「第７条第２項」を「第14条第２項」に、「第５条第３項」を「第12条第３項」に改める。

別記様式第十四中「（第７条関係）」を「（第14条関係）」に、「第28条」を「第38条」に、「第７条第２項」を「第14条第２項」に、「第５条第４項」を「第12条第４項」に改める。

別記様式第十五中「（第７条関係）」を「（第14条関係）」に、「第28条」を「第38条」に、「第７条第２項」を「第14条第２項」に、「第５条第７項」を「第12条第７項」に改める。

別記様式第十六中「（第13条関係）」を「（第20条関係）」に、「第51条第１項」を「第61条第１項」に改める。

別記様式第十七中「（第14条関係）」を「（第21条関係）」に、「第52条第１項」を「第62条第１項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この庁令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　福島復興再生特別措置法（以下この条において「法」という。）第二十条第一項の規定による認定の申請をする個人事業者又は法人（この庁令の施行の日において避難指示（法第四条第四号に規定する避難指示をいう。）の全てが解除された日から起算して三年以上を経過した土地において避難解除等区域復興再生推進事業（法第十八条第一項に規定する避難解除等区域復興再生推進事業をいう。）の用に供する施設又は設備の新設、増設、更新又は修繕をしようとするものであって、法第二十五条の規定の適用を受けようとするものに限る。次項において「特定申請者」という。）は、第四条第二項の規定にかかわらず、この庁令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、同条第一項の申請書及び添付書類を福島県知事に提出することができる。

２　前項の規定により特定申請者が第四条第一項の申請書及び添付書類を福島県知事に提出する場合における同項第四号ロ⑵の添付書類に記載する同号ロ⑵に規定する積立金の積立期間の末日は、同条第四項の規定にかかわらず、当該特定申請者が法第二十条第三項の認定を受けることとなる日から起算して三年を経過する日以前とするものとする。

復興庁令・省令

○復興庁令第一号
農林水産省令

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十号）の施行に伴い、福島復興再生特別措置法第五十八条第二項に規定する農林水産大臣等に対する協議に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十七年五月七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　望月　義夫